

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年6月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番若山照洋議員、6番松本英隆議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

議会運営委員長。

○議会運営委員長（横井良隆君）

10番横井良隆でございます。去る5月28日午前10時より議会運営委員会を開会いたしました。会期は本日6月2日から6月18日までの17日間と決定いたしましたので御報告申し上げます。

○議長（林 健児君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から6月18日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの17日間と決定しました。

日程第3、繰越明許費繰越計算書の報告について。

お手元に配付してありますとおり、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和2年度大治町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について議会に報告がありました。

日程第4、議案第18号から日程第7、議案第23号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第18号大治町税条例の一部を改正する条例について。

大治町税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和3年6月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、個人町民税における均等割及び所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族の定義の変更並びに医療費控除の特例の適用期限の延長を行うためでございます。

議案第19号大治町母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例について。

大治町母子・父子家庭医療費支給条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和3年6月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うためでございます。

議案第21号令和3年度大治町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度大治町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2141万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億5433万5000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による。令和3年6月2日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、総務費において、マスコットキャラクターグッズのマスクを追加購入するため消耗品費として90万3000円を増額し、窓口案内システム借上料を7万9000円減額し、個人番号通知書・個人番号カード関連事務交付金として375万2000円増額し、民生費において、障害福祉業務用備品購入費として6万円計上し、教育費において、西公民館のエレベーター改修工事として1677万5000円計上するものでございます。

これらの財源としまして、国庫支出金及び繰入金を充てるものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、既存の窓口案内システムの借り上げ期間の変更に伴い、債務負担行為の変更を行うものでございます。

議案第23号大治町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により、大治町道路線を別紙のとおり認定するものとする。令和3年6月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、寄附採納に伴い路線を認定するためでございます。

○議長（林 健児君）

日程第8、議案第20号及び日程第9、議案第22号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第20号令和3年度大治町一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度大治町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3992万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億3292万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年6月2日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、損害賠償請求に係る損害賠償金として2,000円、国が支援するひとり親世帯以外のその他の子育て世帯に対し、生活の支援を行うため子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費として3992万2000円を計上するものでございます。

これらの財源として、国庫支出金及び繰入金を充てるものでございます。

議案第22号損害賠償の額を定めることについて。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。令和3年6月2日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方自治法第96条第1項の規定により損害賠償金の額を定めるためでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

最初に議案第20号について、質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。まず、11ページの損害賠償金についてお聞きいたします。次の議案ともダブるわけでございますが、まず暗証番号を入力し忘れたことによって生じたものだということをお聞きしております。まずその原因究明等についてお聞きいたします。暗証番号を入力しなくても個人番号カードが交付できる、そういうシステムになっているのか。なっているとしたら、これは運営上、暗証番号を入力してから個人番号カードを渡さなきゃいけない。それができていないから入力せずに渡しちゃったと思うんですが、そこら辺この事案が生ずるまでどのような交付事務を行っていたのか。それ以降は改善されたということでないと思いますが、それ以降の事務の内容ですね、そこら辺。

また、そういう暗証番号を入力ミスというのが1件だけなのか。お聞きすれば大抵1件だけだと答えられると思いますが、それはたまたま申し出があったのが1件だから1件なのか。全て今までの交付事務を洗い出してちゃんと入力したのを確認したかどうか。そこら辺どうなのか。まず個人番号カードについては原因究明等について今お聞きいたします。

もう1点、13ページの子育て世帯生活支援特別給付金についてお聞きいたします。議案説明会でも支給対象者3種類あるということで、1つ目の令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者については申請が要らないと。2つ目の15歳から18歳到達の年度末までの児童のみ養育する世帯。また新型コロナウイルス感染の影響を受けて家計が急変した関係。この2点については申請が必要だと。新型コロナウイルス感染の影響で家計が急変というのは、ほかのそういう施策もあるわけですが、今回初めてだと思うんですが15歳から18歳到達の年度末までの児童ということで、これはしっかり広報しないと申請漏れも多々出てくるんじゃないかと思うんですが、そこら辺どのように対象者にきちっと広報して申請していただくのかと。本来だったらできるものなら申請不要のことでやるべきだと思うんですが、そこら辺なぜできなかったのかと。以上お聞きいたします。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長。

○福祉部長（安井慎一君）

それでは損害賠償金についてでございます。初めに、暗証番号の入力が漏れた内容でございます。まず個人番号カードにつきましては、地方公共団体情報システム機構から大治町に送られてまいります。その後、窓口において本人さんにお越しいただき暗証番号の番号を設定してもらいます。その後、職員の方で暗証番号の入力を進めているところで暗証番号が抜け落ちたというところがまず問題であったと。なぜ抜け落ちたかというところでございます。これまで約1万件の個人番号カードを交付しておりますが、これまでの職員の進め方としては住民の方がお一人みえたら1人で暗証番号まで全て入力を終えるということで行ってまいりました。そのため間違い等は一切起きておりません。今回間違った要因につきましては、2人の職員が入ってお互いの連携が不足したというところがありますので、今回暗証番号を入力せずに結果的にお渡しするということになりました。以上でございます。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

まず周知の方法でございますが、ホームページ、広報、メール配信などを予定しております。また、対象者をということですが、家計急変者につきましては前年度が課税の方でございますので抽出が不可能でございます。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原です。まずちょっと子育て支援の件でですが、私がお聞きしたのは3番目の点は当然家計急変したら自主的に申告しないとわからないんですが、15歳から18歳到達の年度末までの児童のみ養育する世帯、これについては何とかわかる方法がないのかだし、今回こういう初めてなので、この間の中で。ですから、申請漏れ落ちるのもあるんじゃないかと思われるわけで、そこら辺の対策をどういうふうにとっているのかということでございます。

個人番号カードについては、当然1人で入力していれば間違いはございません。2人で入力したから間違いがあったと。それはわかります。ただ、この1件だけ2人で入ったんでしょうか。その他の事例でも2人であった件とかないんでしょうか。そこら辺なぜこの件だけだと言えるんですか。そこら辺どのような調査をされたのかということと、

また、個人番号カードの件ですが、2点目ですが2,000円の妥当性ですね、損害賠償の。本来法的に賠償すべきものなんでしょうか。もしくは賠償するとしたら2,000円で済むものなんでしょうか。慰謝料とか等々あると思うんです。そこら辺顧問弁護士さんの御意見がどうだったんでしょうか。

また民間事業者でポイントつける。1種類だけじゃなく幾つかあると思うんですが、この件だけなんでしょうか。また、ほかで出てきた場合どういうふうに対処していくのかと。その点の回答をお願いいたします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

15歳から18歳のお子様につきましては、自立して独居している児童は対象とはならず、父または母などに養育されている児童が対象となってきます。そのことから年齢で対象者を抽出するということは難しいと考えております。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（安井慎一君）

それでは個人番号カードについてでございます。今回、事務処理の誤りが1件だけだったかということでございますが、2人で対応したのは1件だけであるということでございます。

それから2,000円の妥当性のお話でございます。これ事前に顧問弁護士の方に御相談しましていろんな見解をいただきました。その中で大治町の職員も現場まで出向いて本人さんの状況を確認しております。本来であれば受けられたはずの2,000円が受けられないということは紛れもない事実でございますので、本町としてはその分を損害賠償金と認めてお支払いするというに至ったものでございます。

なお、今後につきましては、こういった事例が起きないように再発防止に努めてまいりたいと思います。以上です。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原でございます。まず子育て世帯生活支援特別給付金の件でございますが、とにかく15歳から18歳到達の年度末までの児童のみ養育する世帯ですね。いろいろ条件があつてこちらから指定するのは難しいという点は理解はできますが、ならばこそ周知ですね、今までと同じやり方だけではなくてもう少し別の周知の仕方も考えるべきじゃないかなと。そこら辺やったところでやった結果、申請率が低かつたではいけないんですからそこら辺ちょっと考えていただきたい。

また、もう1点の個人番号カードでございますが、顧問弁護士さんの御意見をお聞きしたということですが、顧問弁護士さん、大抵2,000円払うのが一番いいと言われたかわからないですが、いろいろなケースで話されて相手方の御意見とかをお聞きしてこれが妥当だとか言われたんじゃないかと思うんですが、そこら辺顧問弁護士さんの意見を詳しく回答いただきたいんですが。

また、2,000円払って、払った後、やはり相手方さんとある程度念書というか、この2,000円でこれ以上請求しないとかそこら辺の対応も必要だと思うんですが、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（林 健児君）

吉原議員、最初の質問はこれは要望ですか。

○9番（吉原経夫君）

何か新たに周知の方法があれば出していただきたいし、ないようだったらこれ以上考えていただきたいという意見で。

○福祉部長（安井慎一君）

議長。

○議長（林 健児君）

福祉部長、どうぞ。

○福祉部長（安井慎一君）

それでは、個人番号カードについてでございます。顧問弁護士さんにいろいろお尋ねしました。当然、弁護士でございますので法律の中でいろんな角度から見解が示されます。これに基づいて町としてお支払いが適切だという判断をしたものでございます。

それから御本人さんにつきましては、今回の件につきまして申出書をいただいております。その中で2,000円の請求のみでその他については請求はしないという確約をいただいておりますので、それをもって承諾にかわるものだと思っております。以上です。

○議長（林 健児君）

他に質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。弁護士さんと相談の上、相手さんとの申出書をいただいているという件でございます。それ適切な対応だと思いますが、ただ、この場合、相手方が2,000円でいいと言われたから2,000円で済む話で、同じような事例で違う要求をされたらまた顧問弁護士さんの回答も変わってくると思うんですが、そこら辺どのような顧問弁護士さんはアドバイスをされたのか。もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（林 健児君）

吉原議員、今ちょっと聞こえづらかったのでどのような。

○9番（吉原経夫君）

だから、顧問弁護士さんはどのようなアドバイスをされたのか。もう少し詳しく、この場合、相手側から2,000円という提案をされているからそれで妥当で2,000円でやったらどうかというふうになったと思うんですが、それは……

[発言する者あり]

○9番（吉原経夫君）

だけれど、他でも同じようなこれが先例になっていくわけですから、もし何かあった場合。そこら辺をもう少し詳しく御説明をお願いいたします。

[発言する者あり]

○9番（吉原経夫君）

だから、ただそれはその過程として弁護士さんの御意見をいただいているわけだから、それをきちっと報告しろと言っているわけで、いいとかいかんとか言っていないよ。過程じゃない、弁護士さんがどういう……

○議長（林 健児君）

吉原議員、さっきも説明したとおりまた同じ答えの繰り返しになると思うんですが。

○9番（吉原経夫君）

もう少しいろんな角度で話をされたというからいろんな角度とはどういう角度なのか。きちっとそれは……

○議長（林 健児君）

弁護士の御意見を仰いだ上でこういうふうになったという話なので。

○9番（吉原経夫君）

その御意見の内容を。



○議長（林 健児君）

いや、詳しくも何も無いと思うんですが。

ちょっと暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

では別の観点でまた質問させていただきますが、顧問弁護士さんの御意見をお聞きしたということで相手方の意見は当然行政側が聞いていると思いますが、顧問弁護士さんが直接相手方とお話をされたということはあるんでしょうか、弁護士さんとして。たまたまアドバイスをいただいて、それで行政側が対応したのか。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

最後の質問ですから、2,000円ということですが具体的にどのような損害の2,000円だったのでしょうか。他のポイントだと聞いているんですが、国のポイントではなくて民間事業者のどういうポイントが2,000円だったのでしょうか。そこら辺ちょっとどういう

ポイントかわからない。2,000円じゃなくて3,000円とかいろいろポイントがあるので、そこら辺きっちり決まっていると思うのでその点の報告をお願いいたします。

[「議案説明会でしてるはず」の声あり]

○議長（林 健児君）

それでは他に質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで議案第22号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第20号及び議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第20号及び議案第22号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第20号の原案に反対の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第22号の討論を行います。

議案第22号の原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時30分 散会